CWPJ 理事会役員総則

＜１条＞　　役職

理事会役員は理事長、副理事長２名、理事２名とする。尚、理事会は理事長を除きクオーター制とする。

＜２条＞　　役員就任資格

理事会役員となれる者

（１）　メンバーになって３ヶ月以上が経過していて、尚且つ５人以上の５０日以上メンバー歴があるメンバーから推薦を受けたもの。尚且つ、総会での選挙で有効投票７割以上の獲得によって当選したもの。但し２０１４年度１２月２３日迄の選挙のみ理事会総選挙を公平な運営のもと別途行う。

（２）　緊急理事会会議開催時、20 時間以内に参加が可能な者。

以下の者は理事会役員に就任できない。

（１）　共同代表、副共同代表、首都圏リーダー、首都圏副リーダー、事務局内チームリーダー、支部チームリーダー及び副リーダー。

（２）　事務局役員を退任した後、１ヶ月を経過しない者。

＜３条＞　選挙管理委員会

運営

（１）　選挙管理委員会は理事会から一名、事務局から一名、メンバーから一名で構成する。

任命・任期

（１）　理事会内、事務局内、メンバーそれぞれ、くじにて委員を決める。くじは理事長が公平性を考慮した上でひくものとする。

（２）　連続して委員になることにはできない。

（３）　いずれの選挙においても、立候補者はくじ引きに参加できない

平成 26 年 12 月 23 日迄の特別選挙

（１）　外部に委託して行う

（２）　外部に委託して行う選挙はインターネット上で秘匿性が保証されているものを使用して行わなくてはならない。

（３）　外部は事務局、メンバー、理事会のいずれにも所属していてはいけない。

（４）　活動を開始して５０日以上経過している３０人以上の賛同を得た外部の人間によって行われる。

（５）　告示を一週間前に行わなくてはならない。

（６）　投票日は 16 時間以上投票可能な時間をつくらなくてはならない。

（７）　開票は投票終了後迅速に行わなくてはならない。

（８） 投票方法と無効票の基準については告示日に選挙管理委員会から発表しなくてはならない。

選挙結果の有効性は有効投票数の７割以上を獲得した場合に限る。

＜４条＞　　目的

理事会の活動方針の決定、事務局役員人事、運営監督等を主な業務とする。

＜５条＞　　定例理事会会議および緊急理事会会議

共同代表/理事以上による定例会議

（１） 原則、2 週間に１回以上おこなうものとする。

（２）共同代表、理事長を含む３名以上が出席しなくてはならない。出席が困難な場合は委任状により議長に委任、もしくは当日の出席者に議決権を委任することができる。

（３）議長は理事長がつとめる

（４）書記は申し合わせの上、議長により指名する。

理事会会議

（１） 理事長を含む４人以上が参加しなくてはならない。

（２） 議長は理事長がつとめる。

（３） 書記は副理事長のなかから理事長が指名する。

（４） 理事会において各事項を承認する場合は理事長を含め４人以上が賛成しなくてはならない。

定例支部・チーム会議（リーダーズミーティング）

国内外の支部・サブチームリーダー以上による定例会議

（１） 原則、一か月に１回以上おこなうものとする。

（２） 支部長もしくはチームリーダーが参加できない場合は委任状により、支部・チーム内のものに出席を委任することができる。委任が困難な場合は定例会議 3 日前までに、共同代表以上 3 名のうち最低１人に共有事項等を書類にて送付することが義務付けられる。

（３） インターナショナルリーダー、首都圏代表及び共同代表のうち３名以上が参加しなければならない。出席が困難な場合は委任状により議長に委任、もしくは当日の出席者に議決権を委任することができる。

（４） 理事会から理事長を含む２名以上の理事が参加しなくてはならない。出席が困難な場合は委任状により議長に委任、もしくは当日の出席者に議決権を委任することができる。

（５） 議長は理事会、共同代表内でローテションにて決定する。

（６） 議長の進行に異議申立てがある場合は、参加者の過半数以上の賛同を得た場合議長を交代することができる。

（７） 書記は申し合わせの上、議長により指名する。

緊急理事会会議

（１） 必要と認められる場合において事務局役員と理事会から招集し開催する。

（２） 共同代表、インターナショナル代表をあわせ２名以上、理事会からは理事長を含めた理事２名以上が参加しなくてはならない。共同代表、インターナショナル代表があわせて2名以上出席できない場合は委任状により、委任し開催することが可能である。

＜６条＞　　休職または、退任

理事会役員を休職または、退任する者は、次の手続きを以ってその処理を行うものとする。

（１）　休職および退任を希望する役員は、休職・退任の３０日前までに休職届または退任届を議決権を有する役員に提出しなければらない。

（２）　休職は原則として６ヶ月以内とする。

＜８条＞　　派遣

円滑な運営、監督に必要と認められる場合、理事会の決定により年間を通して１５０日を超えない範囲で副理事を首都圏代表として、常務理事および理事を代表補佐として就任させることができる。

＜９条＞ 除名

理事会役員が総則違反、不信任案提出、刑罰法規に抵触する行為を行った場合、事実確認の調査を行い緊急理事会会議で弁解の機会を与え、決議が全会一致だったときに除名することができる。

＜１０条＞事故発生時等の責任

活動中および移動中にいかなる事故も自己責任とし、理事会役員に法律上、一切の責任および請求をなさないものとする。

＜１１条＞条約改正

総会の議決で総則の改正が認められた場合。改正は７割以上の賛成が必要である。

＜１２条＞細則

この総則に定めに無い事項について総会により別途協議の上、定めるものとする。

＜１３条＞施行

本規則は、平成26年11月2日からとする。